

○【別添4】 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を改正する省令
案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
（略）	（略）	（略）	（略）
電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）	第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七条の十三第一項、第二十七条の十五第四項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十九第二項及び第三項、第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十八条の二の二第二項（第三十八条の四第二項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六（第四十七条の五、第一百二条の十七第五項及び第一百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の四（第七十一条の三第十一	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）	第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七条の十三第一項、第二十七条の十五第四項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十九第二項及び第三項、第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十八条の二の二第二項（第三十八条の四第二項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六（第四十七条の五、第一百二条の十七第五項及び第一百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の四（第七十一条の三第十一

	<p>項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第七項、第七十三条第三項及び第四項、第七十七條、第八十一条の二第二項、第八十八條第一項、第九十二条、第九十二条の三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第一百條第四項、第一百二條の二第三項、第一百二條の三第一項及び第二項(第一百二條の四第二項において準用する場合を含む。)、第一百二條の四第一項並びに第一百二條の五第一項及び第三項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第六条の三、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二において準用する場合を含む。)、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四</p>
	<p>項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第七項、第七十三条第三項、第七十七條、第八十一条の二第二項、第八十八條第一項、第九十二条、第九十二条の三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第一百條第四項、第一百二條の二第三項、第一百二條の三第一項及び第二項(第一百二條の四第二項において準用する場合を含む。)、第一百二條の四第一項並びに第一百二條の五第一項及び第三項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第六条の三、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二において準用する場合を含む。)、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四</p>

○【別添4】 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

<p>登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）</p>	<p>第二条第一項、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条第一項、第八条（これらの規定を 法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第九条第四項</p>
<p>登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）</p>	<p>第二条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項、第七条（これらの規定を 第八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第八条第一項</p>